

## ○防災科学技術研究所における公的研究費の適正な取扱いに関する規程

(平成 27 年 3 月 26 日 27 規程第 55 号)

**改正** 平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 57 号 平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 82 号  
平成 31 年 3 月 25 日 31 規程第 15 号 令和 2 年 3 月 26 日 2 規程第 5 号  
令和 3 年 7 月 8 日 3 規程第 10 号 令和 4 年 12 月 20 日 4 規程第 35 号  
令和 6 年 9 月 26 日 6 規程第 67 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費（研究所が国から受け入れた運営費交付金及び防災科学技術研究所受託研究規程（13 規程第 43 号）第 2 条第 2 項に規定する交付機関から受け入れた競争的研究費を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的研究費等」という。）をいう。以下同じ。）の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (役職員の責務)

第 2 条 研究所の役職員は、法令、研究所の規則及び競争的研究費等を配分する機関の規則等を厳守し、不正防止計画に基づき公的研究費について適正に運営・管理するとともに競争的研究費等を不正に使用してはならないものとし、また、不正を疑われることのないように努めなければならない。

- 2 職員は、公的研究費の適切な運営・管理のために行われる研修に参加し、また、公的研究費の適切な運営・管理のために行われる調査その他の活動に協力するものとする。
- 3 公的研究費の運営・管理に関わる職員は、不正防止計画に定める誓約書を提出しなければならない。

### (責任体系)

第 3 条 研究所に公的研究費の適正な運営・管理のため、公的研究費最高管理責任者、公的研究費統括管理責任者及び公的研究費コンプライアンス推進責任者を置く。

### (公的研究費最高管理責任者)

第 4 条 公的研究費最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）は、公的研究費の運営・管理について総理し、最終責任を負うものとする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範を策定・周知するとともに、基本方針及び行動規範を実施するため、公的研究費統括管理責任者及び公的研究費コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう必要な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

### (公的研究費統括管理責任者)

第 5 条 公的研究費統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）は最高管理責任者の命を受け、これを補佐し、研究所における公的研究費の運営・管理について統括する。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針及び行動規範に基づき、不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び

啓発活動に関する実施計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告し、必要に応じ不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の見直しを行う。

2 統括管理責任者は、理事をもって充てる。

(公的研究費コンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究費コンプライアンス推進責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、統括管理責任者の命を受け、これを補佐し、不正防止計画に基づき、研究所における公的研究費の適正な運営・管理について統括し、次の業務を行う。

- (1) 研究所において不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、研究所における公的研究費の運営・管理に関わるすべての職員等に対し、公的研究費に係る不正を防止するための教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究所において、職員等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。
- (4) コンプライアンス教育及び啓発活動に関し、実施計画を遂行することにより、職員等の研究不正防止に関する意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を起こさない風土の形成を行う。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室長をもって充てる。

(公的研究費管理責任者)

第6条の2 公的研究費管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、統括管理責任者の指示の下、その所属する組織の研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、コンプライアンス推進責任者と協力し、公的研究費の不正使用を防止するよう適切な措置を講じる。

2 管理責任者は、防災科学技術研究所組織規則（28規則第1号）第2章に定める組織のうち、部、課、室、センター及び部門等並びに同規則第22条に基づき設置される組織の長をもって充てる。

(不正防止計画の推進を担当する部署)

第7条 不正防止計画の推進を担当する部署は、研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室とし、不正防止計画に基づき次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究所の公的研究費の把握
- (2) 公的研究費に係る不正要因の把握及びこれを踏まえた不正防止計画の検討及び維持
- (3) 不正防止計画に基づく公的研究費の不正防止に係る教育の実施
- (4) その他不正防止の推進に関する業務

(相談窓口)

第8条 研究所の公的研究費の事務処理に関する統一的な運用の相談窓口は研究共創推進本部研究推進室とする。

(通報窓口)

第9条 研究所の公的研究費の不正行為に関する通報窓口は、防災科学技術研究所内部通報及び外部通報に関する規程（18規程第31号。以下「内部通報及び外部通報に関する規程」という。）第3条に定める窓口とする。

(公的研究費の不正に関する通報)

第10条 公的研究費の不正行為の可能性があると思料する者は、何人も、前条に規定する通報窓口に通報を行うことができる。

(通報の受付)

第11条 最高管理責任者は、内部通報及び外部通報に関する規程第5条第2項による報告を受けた場合又は、不正に係る外部機関からの指摘を受けた場合は、当該通報の受付等から30日以内に、通報内容等の合理性を確認の上、調査の要否を決定し、通報者に通知するとともに、配分機関に報告する。

2 通報に関する運用については、本規程に定める以外は内部通報及び外部通報に関する規程に基づいて処理する。

(調査委員会の設置及び調査)

第12条 前条により調査が必要と判断した場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置し、調査を実施させる。

2 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。なお、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定する。

3 本条第1項の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。なお、委員は通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名する研究所と利害関係を有しない研究所職員以外の専門家

(3) その他最高管理責任者が必要と認める研究所職員

4 調査委員会に委員長を置き、委員長は統括管理責任者とする。ただし、総括管理責任者が通報者又は調査対象者と直接の利害関係があるため委員となれない場合は、前項第3号に定める者から最高管理責任者が指名するものとする。

5 調査委員会は、調査の実施にあたって、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 通報者、調査対象者その他関係者からの証言の聴取

(2) 対象となる公的研究費の精査

(3) その他調査のために必要な事項

- 6 調査委員会は、調査の実施にあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならないとする。
- 7 調査委員会は、調査の結果をもとに不正使用が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づく虚偽のものであることが判明したときには、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 8 調査委員会は、調査の結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、調査対象者及び通報者に通知するものとする。
- 9 調査委員会は、不正使用が行われたと認定した場合もしくは通報が悪意に基づく虚偽のものであると認定した場合は、これを研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室長に報告するものとする。

(資料等の保全)

第 13 条 最高管理責任者は、関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、調査対象者の執務室等調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は関係する機器・資料等の保全を行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(調査への役職員の協力義務)

第 14 条 役職員は、調査にあたって資料の保全、事情聴取等の必要な協力を求められた場合は、誠実に協力しなければならない。

(異議申立て)

第 15 条 調査対象者又は通報者は、第 12 条第 2 項又は第 7 項の規定による認定の結果に異議があるときには、最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の意義申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に行なければならない。
- 3 第 1 項の意義申立てがあったときは、最高管理責任者は、当該異議申立てについて、調査委員会に付託し、調査委員会はこれを審議し、結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の付託に係る審議の結果に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果に理由を付して調査対象者又は通報者に通知するものとする。

(対応措置)

第 16 条 最高管理責任者は、第 12 条第 8 項の規定による報告(前条の規定による異議申立てがあった場合は、前条第 4 項の審議の結果)に基づき、調査対象者に不正使用の行為があったと認めたときは、当該行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 調査対象者に対する国立研究開発法人防災科学技術研究所就業規則等に基づく懲戒処分及び損害賠償請求

(2) 前号に掲げるもののほか、刑事告発又は告訴等の研究所が必要と認める措置

2 最高管理責任者は、第12条第8項の規定による報告(前条の規定による異議申立てがあった場合は、前条第4項の審議の結果)に基づき、不正使用がなかったと認めたときは、本調査に際してとった研究費の使用停止や調査に関連する機器・資料等の保全措置を解除して、調査対象者の業務を正常化するとともに不正使用がなかったことを関係者に周知するなどの名誉回復のために必要な措置をとるものとする。

3 最高管理責任者は、第12条第8項の規定による報告(前条の規定による異議申立てがあった場合は、前条第4項の審議の結果)に基づき、通報が悪意に基づく虚偽のものであったと認めたときは、通報者に対し、氏名の公表や就業規則等に基づく懲戒処分、刑事告発又は告訴等の適切な措置を講じなければならない。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を原則として公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を公表しないことができる。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第18条 研究所は、調査の実施に際し、調査方針に調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 研究所は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 研究所は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認がされた場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 研究所は、本条第1項から第3項までの他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 研究所は、配分機関の求めがある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(通報者等の保護)

第19条 不正使用に関する通報者及び調査に協力した者は、悪意に基づく虚偽の通報であったと認められない限り、当該通報を行ったこと又は調査に協力したことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。

2 通報者は、通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、最高管理責任者に申し立てることができる。

(秘密保持義務)

第 20 条 統括管理責任者、調査委員会の委員、通報窓口を担当する職員、その他第 10 条による通報の処理に関与した者は、本規程に基づく不正使用の調査等に関し知り得た内容(既に公知であるものを除く)を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査等に係る事務)

第 21 条 不正使用に係る調査等に関する事務局は、研究インテグリティ・法務・コンプライアンス室において処理する。

(利益相反関係の排除)

第 22 条 統括管理責任者及び調査委員会の委員、通報窓口又は調査委員会の事務局を担当する職員は、自らが関係する第 10 条による通報の処理に関与してはならない。

2 統括管理責任者は、利益相反者が、前項の業務にあたっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者が利益相反者に該当する場合には、第 5 条にかかわらず、他の者を統括管理責任者として指名し、当該通報に係る不正行為等の対応に関する責任者とする。

(監事の責務)

第 23 条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、モニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因が第 7 条に定める不正防止計画に反映されているか及び不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(内部監査)

第 24 条 不正防止に関する内部監査を担当する部署は、監査室とする。

2 監査室は、最高管理責任者の直轄的な部署として、内部監査を実施する。

3 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査並びに統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を行い内部監査の質の向上を図る。

4 監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するため、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、モニタリング、内部監査の手法及び競争的研究費等の運営・管理の在り方について定期的に意見交換を行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日 28 規程第 57 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 82 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日 31 規程第 15 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日 2 規程第 5 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 8 日 3 規程第 10 号)

この規程は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 20 日 4 規程第 35 号)

この規程は、令和 4 年 12 月 20 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 26 日 6 規程第 67 号)

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。